

学校環境衛生基準

項目	基準
換気	換気 換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。
温度	温度 17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
相対湿度	相対湿度 30%以上、80%以下であることが望ましい。
浮遊粉じん	浮遊粉じん 0.10mg/m ³ 以下であること。
気流	気流 0.5m/秒以下であることが望ましい。
一酸化炭素	一酸化炭素 10ppm 以下であること。
二酸化窒素	二酸化窒素 0.06ppm 以下であることが望ましい。
揮発性有機化合物	ア. ホルムアルデヒド 100 μg/m ³ 以下であること。
	イ. トルエン 260 μg/m ³ 以下であること。
	ウ. キシレン 870 μg/m ³ 以下であること。
	エ. パラジクロロベンゼン 240 μg/m ³ 以下であること。
	オ. エチルベンゼン 3800 μg/m ³ 以下であること。
	カ. スチレン 220 μg/m ³ 以下であること。
ダニ又はダニアレルゲン	100 匹/m ² 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。照度 (ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300 lx(ルクス)とする。また、教室及び黒板の照度は、500 lx 以上であることが望ましい。
照度	(イ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20:1を超えないこと。また、10:1を超えないことが望ましい。
	(ウ) コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500～1000 lx 程度が望ましい。
	(エ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100～500 lx程度が望ましい。
	(オ) その他の場所における照度は、工業標準化法(昭和24 年法律第185 号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)Z 9110 に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。
まぶしさ	(11) まぶしさ (ア) 児童生徒等から見て、黒板の外側 15° 以内の範囲に輝きの強い光源(昼光の場合は窓)がないこと。
	(イ) 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。
	(ウ) 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。
騒音	(12) 騒音レベル 教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときはLAeq50dB (デシベル) 以下、窓を開けているときはLAeq55dB 以下であることが望ましい。